

議案第196号

さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について
さいたま市市長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書の給料月額、さいたま市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長 月額 1,210,000円
- (2) 副市長 月額 951,000円
- (3) 水道事業管理者 月額 797,000円
- (4) 教育長 月額 792,000円
- (5) 常勤の監査委員 月額 608,000円
- (6) 特別職の秘書 月額 467,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。